

調査報告書

令和4年10月3日

熊本県立東稜高等学校
校長 森田淳士殿

元東稜高校生徒いじめ調査委員会

西村好史
赤星雅義
川原一洋
猿渡健司
高木ひろみ

いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号並びに熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第5条及び第6条に基づき設置された学校いじめ調査委員会である「元東稜高校生徒いじめ調査委員会」において調査をした結果について報告いたします。

報告書の内容をご確認いただき、当該事案への適切な対応および今後の制度の改善等についてご検討ください。

< 目 次 >

<u>1 調査委員会の概要</u>	3
(1) 調査委員会の位置づけ	3
(2) 調査委員会の役割	3
(3) 調査委員会の委員（委員構成）	3
<u>2 調査委員会における調査に至る経過の概要</u>	3
(1) 主な経過	3
(2) 生徒間のトラブル	5
<u>3 調査委員会による調査・審議等</u>	6
(1) 調査委員会の実施	6
(2) 調査方法	6
<u>4 調査結果</u>	7
(1) 本件における生徒間トラブルの事実認定	7
(2) 「いじめ」の有無について	8
(3) 重大事態の認定について	9
(4) いじめと不登校（長期欠席）との関係について	9
(5) 東稟高校の本件への対応について	10
ア いじめの認知等の問題について	10
イ 生徒間トラブル認知後の対応について	11
ウ 東稟高校の元生徒および保護者への対応について	12
エ 転学後に東稟高校の行った調査について	13
オ 東稟高校の不登校解消に向けた支援等について	15
(6) 熊本県教育委員会の指導等の体制を含めた問題について	15
<u>5 提言</u>	17
(1) 熊本県立高校に対して	17
(2) 熊本県教育委員会に対して	18
(3) 調査委員会による調査に関して	19

1 調査委員会の概要

(1) 調査委員会の位置づけ

いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号並びに熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第5条及び第6条に基づき設置された学校いじめ調査委員会である。

(2) 調査委員会の役割

いじめ防止対策推進法第28条に規定されている重大事態に係る事実関係を明確にするために調査を行うことである。いじめの有無、いじめと不登校との関係、いじめに係る学校側の対応に問題がなかったか等について調査を行う。

ただし、当調査委員会の調査結果は、司法における判断と同一の判断となることを保障するものではない。調査委員会には強い調査権限が認められるわけではなく、調査能力には限界があり、収集できた資料を前提として判断した内容であることについて留意していただく必要がある。

(3) 調査委員会の委員（委員構成）

【委員構成】（順不同）

西 村 好 史（熊本県弁護士会／弁護士）<委員長>

赤 星 雅 義（熊本県精神保健福祉士協会／精神保健福祉士）

川 原 一 洋（熊本県精神科協会／医師）

猿 渡 健 司（熊本県弁護士会／弁護士）

高 木 ひろみ（熊本県臨床心理士会・公認心理師協会／臨床心理士・公認心理師）

2 調査委員会における調査に至る経過の概要

(1) 主な経過（※生徒間トラブルについては後述する。）

- ・元生徒は、平成27年4月（平成27年度）に熊本県立東稜高等学校（以下、「東稜高校」という。）に入学した。入学後、同じクラスの生徒との間で複数のトラブルが発生した。
- ・平成27年6月、教室内の元生徒の机の隙間にマヨネーズのような調味料が塗りつけられた。翌日、元生徒は学校を休み、関係する生徒複数名が元生徒の自宅まで謝罪に行つた。
- ・1学期の心のアンケートでは元生徒からいじめの申し出はなかった。
- ・平成27年度の2学期より欠席が増えた。1学期の欠席日数は2日、2学期の欠席日数は48日である。
- ・平成27年10月頃、欠席が増えていた元生徒について、通っていた塾から紹介された系列校のスクールカウンセラーに相談をするようになった。その後、この塾の系列校のスクールカウンセラーと定期的に複数回面談をした。
- ・平成27年11月、元生徒は東稜高校のスクールカウンセラーと面談を行つた。

- ・平成27年12月13日付けで母親から担任教諭への手紙を作成し渡した。その後、同月15日、母親と学年主任で面談を実施した。
- ・平成27年12月21日、進級に関する関係保護者会の日に、元生徒は担任教諭等に自分がいじめられている旨の話をした。
- ・2学期の心のアンケートに付随して行われた登校できていない生徒に対する調査において、元生徒から「いじめのため出席できない」旨の回答がなされた。
- ・[REDACTED]
- ・平成28年1月中旬より、元生徒は保健室登校を行うようになった。
- ・平成28年1月15日、東稜高校は、県教委に対しスクールソーシャルワーカーの支援要請を行った。その後、派遣されたスクールソーシャルワーカーが本件に関わるようになった（平成28年4月にスクールソーシャルワーカーの交代があった。）。
- ・平成28年1月下旬、元生徒から話をきいて出てきた具体的な生徒間トラブルの事実関係について、担任教諭および学年主任らより、同クラスの複数の男子生徒へ聴き取り調査を実施した。その後、平成27年度3学期中に、聴き取り調査の結果について元生徒側へ説明したものの、元生徒の認識と調査結果が一致しない部分が複数あった。
- ・平成28年4月6日、元生徒らの2年生の新学期がはじまる前に、元生徒とトラブルの相手方生徒らの間で話をする機会が学校により設けられたが、その場では事実認識についての不一致は解消されず、生徒間トラブルの問題は解決しなかった。
- ・平成28年4月、元生徒は2年生に進級し、元生徒とトラブルの相手方生徒らは別のクラスになり、元生徒も登校し、学級に行くことができていた。
- ・平成28年4月14日および同月16日に熊本地震が発生した。元生徒は東稜高校へ避難し、ボランティアとして活動した。
- ・平成28年5月になり学校も再開し、元生徒も登校をしていたが、平成28年5月後半より、再び欠席が多くなった。
- ・平成28年5月24日、元生徒は病院（心療内科・精神科）を受診した。
- ・平成28年6月後半より、担任の教諭が朝迎えに行くなどして、少しづつ学校に登校できる日もでてきた。
- ・平成28年8月30日、2年生の2学期はじめの考查の二日目、別室受験を認めるかどうかで担任の教諭と元生徒が口論となり、元生徒が学校からいなくなった。その後、自宅に戻っていることが確認されたが、元生徒は制服を切り裂くなどしていた。夕方、学年主任および担任教諭の2名が家庭訪問をし、口論になったことやその際の担任教諭の対応等について謝罪した。
- ・その件以降、また欠席が多くなった。
- ・平成28年10月頃、東稜高校より、元生徒の出席日数が少なく進級が難しくなって

いる旨の連絡があり、進路変更についての話があった。

- ・平成28年10月、元生徒側の希望もあり、トラブルの相手方生徒らとの話をする機会を設けることになり、平成28年10月24日にその場が設けられた。
- ・平成28年12月に元生徒は東稜高校へ転学願を提出し、平成29年2月、元生徒は他校へ転学した。
- ・平成29年4月、鈴木田校長（同月赴任した新校長）と母親が面談した。
- ・平成29年10月、元生徒および保護者は、東稜高校宛てに「お願い」と題する文書を提出し、本事案についての文書での報告等を要望した。
- ・平成29年11月、元生徒および母親が寺田教頭と面談した。
- ・平成30年7月、元生徒は、熊本県弁護士会へ人権救済申立てを行った。
- ・令和元年10月、元生徒側から熊本県教育委員会へ連絡し調査を希望する旨を伝え、東稜高校において調査がなされることになった。調査の結果は、令和2年3月30日に出たが、いじめの有無については回答がなく、生徒間トラブルと元生徒の不登校について因果関係がないと結論づけるものであった。
- ・令和2年12月15日、熊本県弁護士会による人権救済申立てに対する調査の結果、熊本県弁護士会より東稜高校および熊本県教育委員会へ「要望書」が出された。いじめの重大事態の疑いありと認定すべきという内容であった。
- ・令和3年1月29日、東稜高校より、熊本県教育委員会へ、いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の発生報告がなされた。
- ・その後、当調査委員会（「元東稜高校生徒いじめ調査委員会」）が設置されるに至った。

(2) 生徒間のトラブル

ア 平成28年1月頃の東稜高校の調査の際に元生徒から申し出のあったトラブル内容は、以下のとおりである。

- ①平成27年6月、生徒Aら数名の同級生に机の隙間にケチャップを入れられた
- ②平成27年度1学期、生徒Aからバッグに醤油をつけられた
- ③平成27年度1学期、生徒Bらにより髪のことでネチネチ言われた（髪のことでからかわれた）
- ④平成27年9月、生徒C、生徒D、生徒Eより英語のグループ課題を押し付けられた
- ⑤平成27年度1学期、生徒Bから体育の時間にプールで首を後ろから掴まれ溺れそうになった
- ⑥平成27年9月頃、体育のペアを作るときいつも一人になった
- ⑦平成27年1学期、生徒Fから借りた剣道着を返すときに生徒Dから「汗臭い」と言われた
- ⑧知らない人からメールが来た

⑨いたずら電話がきた

⑩陰口を言われた

イ その他

そのほか、関係資料や元生徒からの聞き取りの結果、存在の可能性が疑われるトラブルとして、以下のようなものがある。

⑪生徒Bからライターの火を見せて髪の毛を燃やそうか等と言われた

⑫連絡網で連絡がされず課外の連絡が来なかつた

⑬生徒Cより生物の授業中の話しかけられる等の授業の妨害をされた

⑭修学旅行のグループ分けの際にグループに入れなかつた

⑮すれ違った生徒から舌打ちをされた【2年生次】

⑯すれ違った生徒が「いじめられてたやつだ」と言うのが聞こえた【2年生次】

⑰学校外の道路で自転車のベルを鳴らされた【2年生次】

⑲その他

書籍が捨てられていた、レインコートのズボンだけがなくなっていた、自転車のハンドルが外れていた等についても生徒間でのトラブルの可能性がある

3 調査委員会による調査・審議等

(1) 調査委員会の実施

第1回 令和3年7月8日(木) 11:00~

第2回 令和3年8月19日(金) 10:00~

第3回 令和3年9月8日(水) 10:00~

第4回 令和3年10月6日(木) 13:00~

第5回 令和3年11月15日(月) 13:00~

第6回 令和3年12月2日(木) 10:00~

第7回 令和4年3月3日(金) 10:00~

第8回 令和4年4月11日(月) 13:30~

第9回 令和4年5月26日(木) 10:00~

第10回 令和4年6月8日(水) 10:00~

第11回 令和4年6月28日(火) 10:00~

第12回 令和4年7月4日(月) 13:00~

第13回 令和4年8月5日(金) 10:00~

第14回 令和4年8月24日(水) 13:00~

第15回 令和4年9月22日(木) 10:00~

(2) 調査方法

ア 書類等の精査

東稜高校および熊本県教育委員会にあった当時の資料、元生徒側より提出を受けた資料の内容を確認し、一部の資料については、内容の説明を東稲高校の校長より受けた。

イ 関係者からの聴き取り

本件事案に関する事実を把握していると考えられる①元生徒や元生徒の母親、②元生徒の同級生、③当時の学校の教職員、④当時のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門職などから事実関係等の聴取を行った。合計15名より聞き取りを行った。

なお、当調査委員会には聞き取り調査を強制的に実施する権限はないため、聞き取り調査ができた関係者は任意での協力を得られた方のみであり、関係者全員から聞き取り調査ができたわけではない。

4 調査結果

(1) 本件における生徒間トラブルの事実認定

ア 当調査委員会の調査における事実認定の判断基準

当調査委員会では、元生徒の言い分のほかに、学校や同級生等の元生徒とは立場の異なる者の言い分や過去の資料等の根拠が存在するものについて、事実と認定した。

イ 事実認定

本件に関する資料や聞き取り調査の結果、当調査委員会として認めた事実は、以下のとおりである。

①平成27年6月、生徒Aら数名の同級生に机の隙間にマヨネーズのような調味料を入れられた

当時、生徒Aら数名の同級生がこの事実を認めて元生徒へ謝罪をしており、事実と認める。

②平成27年度1学期、生徒Aからバッグに醤油をつけられた

生徒Aは元生徒のバッグに醤油がかかったことを認めており、事実と認められる。

③平成27年度1学期、生徒Bらに髪のことでネチネチ言われた（髪のことでからかわられた）

当時の学校の聞き取り調査時の資料によれば、元生徒の毛髪について生徒Bからからかいの言動があった点については確認されており、事実と認める。

④平成27年9月、生徒C、生徒D、生徒Eより英語のグループ課題を押し付けられた

平成28年1月に学校側が行った関係生徒への聞き取り調査の結果によれば、
述べており、事実と認める。

⑨いたずら電話がきた

生徒 C から元生徒へ、とくに用件があるわけでもないのに電話があったという限度で事実と認定する。

⑩陰口を言われた

上記③と重なる限度で事実と認める。

⑪すれ違った生徒から舌打ちをされた【2年生次】

2年次の担任において事実確認ができており、事実と認定する。

上記以外のものについては、事実を裏付ける資料の不足により、当調査委員会としては、事実とは認定できなかった。

ウ ⑤の体育の時間にプールで首を後ろから掴まれ溺れそうになった点に関して

当該事実に関する同級生から話を聞くことができず、当時の状況については、事実の把握ができなかった。

元生徒はプール中央に設置された台の上にいたところで相手方生徒より首を後ろから掴まれ水中に落とされ溺れそうになった旨主張している。しかし、平成28年1月の学校側の行った相手方生徒への聴き取りでは、そのようなプールの中の台から落とす場面でのトラブルについての話ではなく、相手方生徒が泳いでいる途中に溺れそうになり前を泳いでいた元生徒の足を掴んだかもしれないという話が出てきている。

この点について、水泳の授業において、相手方生徒が溺れそうになったという事実があったことは東陵高校においても確認されていない。生徒が水泳の授業中に溺れそうな状況になったということであれば、水泳中に足がつるなどの何らかの身体的な異常が発生する場合などが考えられるが、そのような場合、該当する生徒は水泳を行うのを一時的にやめてプールから上がる事が通常と考えられ、体育の授業を担当する教諭がそのことを通常把握していると考えられるが、相手方生徒が水泳の授業中に身体的な異変等が生じ溺れそうになったという事実を学校が認識・確認したことを裏付ける根拠が一切ない。相手方生徒が水泳を苦手としていたという情報もなく、また、プールの状況からすれば、泳ぐレーン毎にコースロープが設置されており、溺れそうになった場合には左右にあるコースロープを掴むほうが自然とも思われる。相手方生徒が溺れそうになって元生徒の足を掴んだことについての裏付けもなくそのような事実を積極的に認定できる状況でないにもかかわらず、元生徒の言い分が排斥された形になっており、平成28年1月当時の調査が十分だったのか、疑問が残る。

(2) 「いじめ」の有無について

ア いじめの定義について

いじめ防止対策推進法では、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍

する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（同法2条1項）をいうとされている。

いじめの有無の判断においては、同定義に基づいて行う。

イ 上記(2)の認定事実を前提とした「いじめ」の有無の判断

少なくとも、上記(1)で認定した事実の①、②、③、④、⑨、⑩、⑯については、「いじめ」の定義に当てはまるものであり、「いじめ」と評価し認定すべきである。

(3) 重大事態の認定について

ア いじめの重大事態の認定について

いじめ防止対策推進法第28条第1項各号において、重大事態として認定すべき事由が法定されている。本件は、東稜高校より、同項第2号に該当するとして重大事態の発生報告がなされているが、同項第2号のいわゆる「不登校重大事態」については、「相当期間の学校欠席」を要件として挙げており、「相当期間」の判断については年間30日の欠席が一つの目安とされている（いじめの防止等の基本的な方針）。

また、いじめの重大事態の判断においては、いじめの有無についての確定的判断が必要となるわけではなく、いじめにより重大な被害が生じた「疑い」や、欠席を余儀なくされている「疑い」があれば足り、その段階で調査を行うことになる。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）の4ページでは、『「被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。』としている。

イ 本件における判断

平成27年12月時点でいじめを受けた旨を元生徒が明確に主張していること、その時点で30日以上欠席が認められることから、平成27年12月の時点でいじめ防止対策推進法第28条の重大事態の発生と判断し同法所定の対応をすべきであった。また、平成28年1月には元生徒および関係生徒からの聴き取りを実施し、具体的な事実関係の把握を行っており、上記(1)の①②③④⑨⑩の事実を認定できることからすれば、遅くとも平成28年1月の時点で、いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の発生と判断し、東稜高校は必要な対応を行うべきであった。

(4) いじめと不登校（長期欠席）との関係について

平成27年度（一年生次）2学期より元生徒の欠席日数が特に増えているが、同年度の1学期や2学期に元生徒の家庭環境が著しく悪化したという事情はなく、学校側で

当該時期に元生徒の登校を困難とするような家庭環境の悪化を根拠づけるような事実を把握したという事情も認められない。

平成27年度（一年生次）3学期に、[REDACTED]しているものの、元生徒はその問題に起因して欠席をするようになったわけではない。そのトラブルの約1週間後からは保健室登校を開始しており、それまでの欠席が続く状況から保健室とはいえた登校できる状況へ変わっている。

以上の点からすれば、元生徒の長期欠席の原因を、元生徒本人の負担感（ストレス等）や元生徒の家庭の問題にのみ求めることには無理があると言わざるを得ない。

前述のとおり、平成27年度1学期から、学校で複数の生徒からいじめと評価できる嫌がらせを受けたことは認められ、平成27年2学期より欠席が増えていることからすれば、少なくとも、同級生からの複数のいじめ、および、その複数のいじめが起きる学級集団の雰囲気（学級における元生徒と同級生の人間関係を含む）に起因して登校できなくなったと考えるのが自然である。

(5) 東稜高校の本件への対応について

ア いじめの認知等の問題について

まず、本件では、平成27年6月に元生徒の机の隙間に調味料を塗るという嫌がらせ行為があり、この事実はいじめにあたる。この事実については、行為後間もなく学校も認知しており、関係生徒が元生徒宅に謝罪に行くなどしていることからも事実行為について争いがなかったと考えられる。この事実が発覚した時点で東稜高校は「いじめ」として認知をすべきであった。

次に、平成27年12月、元生徒の母親から担任や学年主任に生徒間のトラブル等を含む元生徒の学校での状況について相談があり、同月21日の進級に関する関係者保護者会では元生徒本人からもいじめを受けていた旨の話があった。（なお、学校は保護者との面談を実施したり保護者からの手紙を受け取るなどしており、学校側はいくつかのトラブルについては本人の申し出以前にトラブルの存在を認知可能であったと考えられる）

学校が行った平成28年1月の関係生徒からの聴き取り調査の結果、事実関係に係る言い分に食い違いのあるトラブルもあったが、一部については元生徒の申出内容と一致する事実を認定できた。東稜高校としては、どんなに遅くとも、平成28年1月の時点で、「いじめ」があったことを認知できたと言える。

したがって、東稜高校が、元生徒に対する同級生の複数の行為を一つもいじめとして認知せず、また、欠席が相当日数あったにもかかわらず重大事態として報告をしていなかつたことは学校の対応として問題であり、学校が適切な対応をしていたとは言えない。

本事案の調査をする中で、複数の当時の教職員から聴き取りを行ったが、把握され

た生徒間トラブルを誰が、あるいは、どの学校内の組織が「いじめではない」と判断したのか判然とせず、当時の学校内のいじめ認知のためのシステムおよび教職員の認識に問題があったと考えられる。いじめの認知については、トラブルを把握した教職員から情報が挙げられた学校内のいじめ対策組織等により検討され、最終的には校長等の管理職による判断によりいじめの有無を判断することが適当であるが、元生徒の件は校内のいじめ対策組織等で検討されておらず、管理職においても積極的に「いじめではない」との判断がなされていないようであり、現場の一部の教職員の判断がそのまま学校としての判断となってしまった可能性がある。教職員や関係する専門職の間でもいじめの有無の認識が一致しておらず、いじめと認識して対応した者もいれば、「いじめではない」との認識の者もいた。

イ 生徒間トラブルの認知後の対応について

平成28年1月、関係生徒からの聴き取り調査を実施したことが認められ、いじめ防止対策推進法第23条で規定されているいじめの事実の有無の確認を行おうとしていたことは認められる。しかし、その後の学校側の対応には問題があったと考えられる。以下、述べる。

(i) 平成28年4月6日の事実確認会（謝罪会）の開催

平成28年4月6日に、学校側が元生徒および関係生徒4名が話をする場を設けたことについては、学校側の対応として適切だったのか、疑問が残る。

平成28年1月に学校が行った同級生からの聴き取り調査の結果と元生徒の言い分では、事実関係について言い分が食い違う部分があった。そのため、食い違いのある事実についてさらに調査等を要する状態だったことは認められる。

しかし、まず、この平成28年4月6日に生徒間で話をする場を設定した趣旨目的が曖昧である。元生徒は「事実確認をする場（双方の言い分のズレがあるのでその点について話をする場）」との説明を受けて参加したもの、冒頭より相手方生徒ら（同級生）から謝罪された（事実の確認ではなく謝罪の言葉があり困惑した）とのことである。また、当時の学年主任や担任の教諭によれば、元生徒と相手方生徒の言い分には相応の不一致があったことは認められ、小さくない言い分の食い違いがあったにもかかわらず、相手方生徒らから一律に謝罪をさせようとしたことが適切だったのか不明である。謝罪のために設定した場なのか、事実確認を行うための場だったのか趣旨目的が不明の場を設定しており、学校側の意図が理解できない。

また、問題になっているトラブルの内容は、複数の生徒（多数）対元生徒一人という構図ではなく、トラブル毎に関係する生徒が異なり、4人の相手方生徒と元生徒を一回的に集めて話をさせる必然性もない。複数人の生徒に対し被害生徒1名で話をさせる合理的な理由も認められず、事実の確認を行うにしても、謝罪の場とするにしても、4人の関係生徒と元生徒を一度に話をさせたことが適切な対応で

あつたかは疑問である。

結局、このような学校側の曖昧な対応は、とりあえずトラブルの関係者に謝罪をさせて問題を解決したことにしようとしたと受け取られても仕方のないものである。よく言えば早期の関係修復を目指した対応と言えるのかもしれないが、事実関係を認めたわけではない生徒に謝罪をさせて問題を終息させようとしており、根本的な問題の解決にならない対応であって、元生徒および相手方生徒らの双方に不満を残すリスクが高い対応である。このような学校側の対応により、問題が解決できればよかつたが、本件では問題が解決されず、その場でも口論をするような状況となり、さらに生徒間の関係が悪化し、元生徒の学校側への不満も大きくなつたと考えられる。

なお、その場での謝罪により生徒間の関係性が修復されたとしても、「いじめ」の有無の認定は必要である。仮に結果として生徒間の関係が修復されたとしても、いじめの認知を行わず、報告すべき重大事態の発生を報告しないことは、学校の対応として不十分であることには変わりがない。

(ii) 平成28年4月6日以後、学校側が適切な対応をしていないこと

上記(i)の場を設けたことにより生徒間トラブルの問題が解決したわけではないにもかかわらず、言い分に食い違いのある生徒間のトラブルについての調査・検討がその後なされていない。元生徒が2年生に進級した後も、元生徒側は継続して相手方生徒への処分等や事実の解明を求める状況であり、いじめの問題が解決したとは言い難い状況であった。

平成28年4月6日の生徒間の話の場では問題解決に至らなかつたことについては当時立ち会つた学年主任、担任教諭らも認めるところであるが、その後も、問題解決に至らないままであり、平成28年10月に再度話をする場を設けているが、それまでの間、学校側でトラブルの内容に関する追加の調査等も行われていない。

東稜高校として、いじめを認知していないことのみならず、当事者の「いじめを受けている」という明確な申し出があつたにもかかわらず、いじめ問題対策委員会での検討も元生徒の在校中一度もなされておらず、いじめの有無を認知するための俎上にもあげられていないことは大きな問題であると言える。

なお、東稜高校が明確に「いじめではない」と判断していたのであれば、それをいじめと申し出た元生徒およびその保護者に明確に伝える必要があつたと考えられる。元生徒側はいじめとの認識をしているにもかかわらず、学校がいじめではないと判断したのであれば、その判断の理由等について説明をすべきである。しかし、本事案においては、元生徒や保護者へ元生徒から申し出があつた行為をすべていじめとは認知しない旨を明確に伝えた事実は認められない。

ウ 東稜高校の元生徒および保護者への対応について

東稜高校は、上述のとおり、いじめの認知を行っておらず、教育委員会への報告等も一切していない。しかし、教職員から元生徒および保護者に対して話をする際には、元生徒と同級生とのトラブルについて「いじめ」という表現を用いて話をすることがあったようである。学校内部で作成されたとも思われる書類にも複数「いじめ」との文字が出てきている箇所がある。

学校が調査の結果「いじめと認めることができない」と判断したのであれば、その旨を元生徒および保護者に明確に説明すべきと考えられるが、そのような対応はせず、元生徒および保護者へは、学校側が「いじめ」として認識しているように話をしながら、他方で、学校内および熊本県教育委員会との関係では「いじめ」が起きた場合の対応（いじめ問題対策委員会での検討、いじめとしての報告）をしていない。

このような対応は、生徒および保護者と学校との信頼関係を損なう対応であり、不適切である。

エ 転学後に東稜高校の行った調査について

令和元年10月に元生徒側より熊本県教育委員会へ調査を求める連絡が行われたことから、東稜高校において調査を実施することになり、その結果、令和2年3月30日に調査結果が出されている。

(i) 調査の手法についての問題

当該調査は、平成31年度の東稜高校が、元生徒が東稜高校に在学していた当時の教諭らに対し事情を聞き、作成したものであるが、当時の教諭らの判断をそのまま記載した内容であると考えられ、調査は不十分である。

東稜高校による調査において、どのような事実があったのか（事実認定の点）については、当時の関係する教職員へ問い合わせて確認することは当然必要である。しかし、その認定した事実をどのように評価するのかについては調査主体（現に調査をする平成31年度の東稜学校）が独自に判断すべきであり、調査の客体たる当時の関係者の評価と同様の評価をしなければならない理由はない。調査を実施する平成31年度の東稜高校としては、当時の関係者の述べる事実の認定や事実の評価（判断）が間違っていないかという点を改めて検討して調査の結論を出す必要があると思われ、当時のいじめの有無等に関する判断が誤っていたと考えられる場合には、調査の結果、いじめを認知して早期に対応を開始する必要がある。

当時の教職員の述べる事実と評価を取りまとめるだけでは、必要かつ十分な調査がなされているとは言えない。誤った調査結果が是正される機会を失すことになる。

(ii) 調査の結論を出すにあたっての問題

同報告書は、生徒間トラブルの事実認定や生徒間トラブルと不登校との因果関係についての検討を行っているように読めるが、生徒間トラブルと不登校の因果関係を否定しているだけで、生徒間トラブルとして認定された事実が「いじめ」に

該当するのかどうか（いじめの有無）という点については明確に記載していない。

本事案は、いじめの訴えがなされている事案で、いじめの有無について見解の対立がある事案であるにもかかわらず、いじめの有無について明確な判断を示していないという点でも不十分な内容と言わざるを得ない。

また、同報告書における生徒間トラブルと不登校の因果関係の判断について、(a) トラブルの発生時期と長期欠席開始まで相当の期間があること、(b) 加害側とされる生徒の加害意思等が認められないこと、(c) 一度謝罪をおこなっていること等を理由に因果関係を否定していると考えられるが、そのような判断には疑問がある。

(a) について、一つのトラブルが原因で欠席が増えるケースだけでなく、複数のトラブルが重なったことが原因となり学校に登校できなくなるケースもあり、いじめを受けた生徒が苦痛を感じながら学校への通学を継続している可能性も十分ありうるのであって、生徒間トラブルの発生時期と長期欠席開始の時期が相当の期間空いているという理由で因果関係を一切否定するのは、いじめ事案の把握を誤る原因となる。また、本件では一年生次の9月より欠席が増え始めており、生徒間トラブルと長期欠席の開始まではさほど期間が空いているとは言えない。

なお、トラブルの発生（平成27年度1学期～9月頃）とトラブルの申し出（平成27年12月～平成28年1月頃）まで期間が空いたことにより因果関係を否定するという考え方も適切ではない。いじめは、すぐに発覚するものばかりではなく、被害生徒自身がいじめを受けていることをなかなか認められず、言い出せず、いじめ被害の発生から実際に被害を申し出るまで時間がかかることがある。

(b) 生徒間トラブルの相手方生徒に加害意思等がない、わざとではない、好意での対応だった等の理由で因果関係を否定するのは適切ではない。すなわち、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」は加害生徒の意思がどうであったかとは関係なく「いじめ」の有無を判断することになるのであり、いじめるつもりがなくても被害生徒が被害を受けたと感じた場合には「いじめ」と捉えて調査やその後の適切な対応をとる必要がある。生徒間のトラブルと不登校との因果関係についても、いじめの判断と同様に、加害生徒側の加害意思等ではなく、いじめの被害を受けた被害生徒の精神状態を検討して、いじめの被害生徒が学校へ登校することに苦痛を感じると考えられるのかどうかを主として考えるべきである。加害生徒側の加害意思の有無等により因果関係の有無を判断するのは妥当ではない。東稜高校の調査では、元生徒の精神状態、精神的苦痛について検討したことは窺われず、調査として不十分である。

(c) について、一度謝罪を行ったからといって直ちにトラブルが解決したことになるわけではない。特に被害生徒がいじめ問題が解決していないとの主張をしている場合については、謝罪済みとの事情をもって不登校との因果関係が否定されると即断すべきではない。「いじめ防止等の基本的な方針」においても、いじめ

の解消の判断においては、少なくとも「①いじめに係る行為が止んでいること（目安は3か月）」「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の二つの要件が満たされている必要があるとしており、被害生徒が謝罪済みのトラブルについても嫌だったとして改めて申出をしている以上、本件では少なくとも②の要件を満たさず、謝罪済みであることのみをもっていじめの解消と即断することはできない。

オ 東稜高校の不登校解消に向けた支援等について

元生徒が学校に登校できなくなった後の支援として、学校側も担任教諭らの家庭訪問、スクールカウンセラーとの面談、スクールソーシャルワーカーの支援、保健室登校、補習の実施、進級時のクラス分けの配慮等の対応をしている。学校が、元生徒が登校できるようになるためにはどのような支援をすべきかについてケース会議等において検討し、対応していたことは認められる。

転学後においては、同一のスクールソーシャルワーカーの支援を受けられるように配慮し、転学後も元生徒および母親とのやり取りを続け、継続して対応していた。

ただ、登校再開に向けた支援を重点的に行う場合であっても、それゆえにいじめの認知やいじめ事案への対応が不十分でよいわけではなく、いじめ防止対策推進法等に基づいたいじめ事案への適切な対応を行う必要がある。

(6) 熊本県教育委員会の指導等の体制を含めた問題

ア 教育委員会の積極的な関与、指導・助言について

平成27年度の心のアンケートに添付する「アンケート未実施者の状況集計表」において、(生徒の氏名が出てはいないが、)元生徒がいじめを申し出ていることについての記載がある。しかし、当該生徒の事案が学校内のいじめ問題対策委員会で検討されているのかどうか、熊本県教育委員会へいじめ事案として報告されているのかについて確認できるような資料はなく、実際に同集計表が提出されて以降、当該事案が解決されたのかどうかについて、熊本県教育委員会において確認されていない。熊本県教育委員会においては、元生徒の東稜高校在校時、元生徒よりいじめの申し出があつていているという事実をきちんと把握できていなかった。

本件のように学校がいじめの認知をすべきであるにもかかわらず判断を誤りいじめの認知をしていないような事案では、アンケート等の報告を受ける教育委員会において内容を確認し、場合によっては学校の対応を是正しなければいじめ被害を受けている生徒の救済にはつながらない。

したがって、少なくとも学校がいじめと認知していないにもかかわらず生徒等からいじめとの申し出があつているような事案においては、教育委員会においても、早期に学校のいじめ対策組織での検討結果の報告を学校に求めるなど、いじめの認知に関する報告を求める対応をすべきと考えられる。そして、そのために、教育委員会

でも問題事案を特定できるように生徒を識別・特定できるような記載方法の報告書での報告を求めるようにすべきである。教育委員会が、学校から報告は受けるが生徒の識別・特定が出来ず、生徒からのいじめの申し出があつてはいる旨の記載があつても生徒の識別・特定ができない結果、いじめの認知の有無についての確認もできず、教育委員会から学校へ適切な指導助言ができなかつたり、前年度報告があつた生徒と翌年度報告があつた生徒との関連性、連續性を把握できないということでは、教育委員会の対応として不十分ではないかと思われる。

学校がいじめの認知のための検討を行はず、熊本県教育委員会にも報告していないことは対応として不適切であるが、学校の対応に不備がある可能性については平素より意識して、熊本県教育委員会のほうから、いじめを申し出ている生徒の事案について積極的に調査や報告を求めるべきである。そして、万が一にも学校が誤った判断、誤った対応をした場合には、教育委員会により早期に指導助言をし、学校が対応方針を修正して事案の解決、被害児童生徒の救済へつなげることが期待される。

イ 学校の調査に対する指導等

今回、令和元年10月に元生徒および保護者からの申し出により東稜高校における調査がなされており、令和2年3月30日付で調査結果の報告書が出来上がり、教育委員会へも報告がなされている。教育委員会は、その調査の結果として、「いじめ」ではなく「いやがらせ（生徒間トラブル）」として報告を受けており、いじめではないとの報告を受けていると考えられる。

しかし、「いじめ」と「いやがらせ（生徒間トラブル）」をどのように区別しているのか、区別の基準は不明であり（そもそも「いやがらせ」はいじめ防止対策推進法上の「いじめ」の定義からすれば「いじめ」に該当するのではないかと考えられる）、その点の確認はすべきであり、学校側の説明によっては、学校が誤った理解のもと調査結果を出そうとしているということで、学校に対する助言指導を行うべきであつたと考えられる。

ウ 早期の調査等

令和2年3月30日に東稜高校による調査の結果が出た後、熊本県教育委員会の関係者、東稜高校関係者、元生徒および母親において、同調査報告書の内容について話をしている。その中で、同時期に申立てられていた熊本県弁護士会への人権救済申立ての結果を待ってはどうかという話がなされている。

しかし、元生徒の在校当時相当期間の欠席日数があることは明らかであつて、元生徒側がいじめ被害を強く主張していたこと、事案発生からの期間の経過により調査が困難になるリスクが高まる可能性があることからすれば、人権救済申立ての結果を待たず、早期にいじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態の発生と捉え、同条に定められた調査を速やかに開始すべきであつたし、そのように学校に指導・助言すべきであった。

とくに、本事案のように、時間の経過により関係する生徒や教職員がすでに学校に在籍していない場合、時間が経過すればするほど調査自体が難しくなることについては想像に難くなく、早期の調査開始は、証拠資料の散逸を防ぎ、関係者の記憶を保持するために重要である。

5 提言

(1) 熊本県立高校に対して

ア 学校の教職員全体への「いじめ」の理解の徹底

全教職員に、いじめ防止対策推進法上のいじめの定義や、同法の趣旨等について理解をしていただく必要がある。現場の教職員がいじめ防止対策推進法上の「いじめ」の理解を間違ってしまうと、いじめの早期発見やその後の対処が適切になされなくなる可能性が高くなる。教職員の激務や多忙さについては理解できるものの、生徒がいじめにより重大な被害を受けることの無いよう、校内での研修等により「いじめ」や「いじめ防止対策推進法」への理解を深めていただきたい。特に、教職員間で「いじめ」の定義等についての解釈に差が生じないように、事例等を交えた研修を積極的に取り入れることも検討していただきたい。

本事案においては、東稜高校作成の報告書において、「謝罪と関係改善を図っている」「意図的に行った行為とは認められない」等の事情を元生徒の長期欠席との因果関係を否定する理由に使っているが、そのような内容からは、正しく「いじめ」の定義についての理解がなされているのか、被害者の立場を中心に考えるいじめ防止対策推進法の考え方方が正しく理解されているのか、疑問を感じざるを得ない。

イ いじめ防止対策推進法上求められる手続きについての理解

不登校の生徒に対する支援（登校再開に向けた支援）は重要であるが、その支援をすることといじめの認知等の対応は並行して行うことが必要である。不登校の問題への対応（登校再開に向けた支援）だけではなく、いじめ防止対策推進法上求められるいじめの確認や調査・報告、重大事態への対処等を同時にを行うことを意識してもらう必要がある。学校現場において教職員の負担が大きいことは理解できるが、いじめ防止対策推進法上で求められる手続きを怠ってはならないことは十分認識していただく必要がある。

ウ トラブルではなく生徒に焦点を当てた対応

事案によっては、いじめやトラブルの事案毎への対応ではなく、関係する生徒に焦点を当てた事案の把握や対応方法の検討を進めていただきたい。個々のトラブルについては軽微であったり、謝罪が済んでおり大きな問題がないとの判断が可能なものであったとしても、一定期間の間にいじめやトラブルが複数重なってしまうことにより長期欠席につながることは十分に考えられる。本件においては、個別のトラブルによる生徒への影響については検討がなされたのかもしれないが、被害生徒のま

わりで発生した複数のトラブル全体の影響については必ずしも検討がなされていないと思われる。令和2年3月30日付けの報告書においても各トラブルと長期欠席の因果関係については一応検討をしているが、複数のトラブルを全体として把握し、そのことがどのように被害生徒に影響を及ぼしたのかについての検討は特になされていないように思われる。個別のトラブル毎の対応ももちろん重要であるが、複数のトラブルが生じているような場合には、被害生徒を中心に複数のトラブルが重なっている状況を適切に把握し、対応をしていくべきである。

エ 学校組織としての対応および事後検証可能な記録の作成・保管

校内のいじめ対策組織での検討の在り方等に問題がないか、定期的に確認をしていただくのが望ましい。本事案のように、いじめの発生から相当期間が経過した後にいじめ事案への対応が問題となることもあり得るのであって、学校組織としてどのような判断をしたのか、どのような対応をしてきたのか等については事後に確認できるように、学校として悪質性が高くないと考えたトラブルであっても、校内のいじめ対策組織で検討し、その結果を記録として残すことが望ましい。また、その判断の前提となる関係生徒への聴き取りの結果やアンケート調査の結果等の重要な資料や記録についてもきちんと作成、保管をする必要がある。

(2) 熊本県教育委員会に対して

ア 積極的な関与

アンケート等によりいじめの可能性を認知した場合には、定期的に状況を確認する、また、生徒や保護者からいじめの申し出があつていてもかかわらず学校がいじめでないと判断した案件についてはその理由まで確認する等の積極的な関与・確認をすべきである。そのために、いじめや不登校に関する各学校からの報告については、調査が必要になることを想定し、問題を抱えている生徒の識別・特定が可能な形での報告書とすべきである。

加えて、いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の認定については、学校とは異なる立場で独自に検討をして指導・助言をすべきである。学校の判断を尊重することは大事なことではあるが、学校が誤った判断をしている場合には是正することができる可能性が最も高い組織は教育委員会であり、教育委員会がいじめ防止対策推進法第28条の各要件を満たす事案であると考えた場合には、積極的に重大事態の発生の判断をするよう学校へ指導助言すべきである。

イ 学校における調査結果の確認等

本件のように、学校における調査が行われた場合、調査の内容・結果に対しては、教育委員会も、学校とは異なる立場から独自に検討をし、不合理な点があれば、確認や再調査の指導等を行うべきである。

とくに本件のように、「いじめ」ではないが「いやがらせ」というような報告があ

った場合には、学校でいじめ防止対策推進法の適切な理解がなされていない可能性もあるので、事実関係だけでなく、その評価（「いじめ」の該当性等）を含めて独自の確認・検討を行い、指導するなど、報告を受け取るだけで終わらずにさらに対応することが望ましい。

ウ 生徒・保護者および学校・教職員からの相談へ対応する体制の整備・強化

本件のように生徒・保護者の認識と学校との間に対立が生じたような場合に、生徒・保護者が相談できる場所があることが望ましい。学校との信頼関係が築けない場合には、話し合いや問題の解決が困難になる可能性が高いが、訴訟等による解決に馴染まない事案もあると考えられ、学校とは異なる立場で生徒・保護者の相談を聞いたり、場合によっては生徒・保護者と学校との間に立って問題の解決に協力できるような組織があつてもよいと考えられる。教育委員会の中にそのような部署を置くこと、また、一定の専門知識を有する第三者にその立場を委託して対応してもらうなど、検討の余地があると考えられる。

他方、学校や教職員の側からも、いじめの認知やその他のトラブル対応について、必ずしも確信をもって対応できる場合ばかりではないと考えられ、事案によっては、専門知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらには、医師や弁護士などにも相談ができる体制を整えることは有益である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用は行われているが、人員に余裕がなく、適時適切な相談等が実施できていない学校もあると考えられる。そのため、余裕をもつてスクールカウンセラー等が学校・教職員側の相談にものることができる体制を整備することが大事である。弁護士の活用については、熊本県教育委員会においてはスクールロイヤー活用事業が開始し、学校が法的視点からの助言を得たい場合に弁護士へ相談を行うことができるようになっているが、学校・教職員が十分に活用できる、活用しやすい制度となっているのかについては適宜検討をしていくべきである。

(3) 調査委員会による調査について

今回の調査委員会の調査を通じて課題と感じた点として、以下のようなものがある。今後の調査委員会による調査をより良くするために、課題についての認識を共有するとともに、改善についてご検討をいただきたい。

ア 調査主体や事務局機能について

いじめの調査を行う調査委員会の設置等については、様々な考え方があり、事案によつては学校が多くの情報がもつてゐるという場合もあり学校に調査委員会を設置したほうが効率的な調査を行いやすいという考え方もあれば、特に学校の対応に疑問が生じているような事案であればあるほど学校側の対応についても調査を行う必要性が高くなり調査の客体とされるべき学校が調査の主体となるのはおかしいとい

う考え方もあって、調査主体をどうするのかについては悩ましい問題がある。

全国各地でのいじめ事案の調査や対応では、自治体によっては学校や教育委員会とは別の部局にいじめの調査を担わせるところもあり、また、調査委員会の事務局機能についても第三者に委託を行うべき等の意見もあるところである。当調査委員会として、望ましい調査方法として特定の方法を提示することはできないが、今後も同様のいじめ事案が起きないとも限らないため、調査主体について判断をする場合には、事案の性質を考慮した上で、より良い調査の在り方を模索して、より適切な調査主体の決定を行っていただきたい。

本件のように、生徒側がいじめを訴えており、他方で学校がいじめの存在を一切認めていないような見解の対立が激しいケースでは学校を調査実施主体とすることについて特に慎重に判断をすべきであるように思われる。実際に調査にあたるのが学校とは関わりのない第三者の専門家であったとしても、調査を求める生徒・保護者側からすれば、調査されるべき学校が調査をするように見え、調査委員会に対する不信感が当初から存在することとなり、調査委員会を設置しても、中立公正な調査をしてもらえないのではないかとの疑念を与え、調査の方法や結果に対し疑義をもたれることになる。

また、事案によっては、学校に調査委員会の事務局機能を持たせることについても再検討すべきである。学校は平素より児童生徒に対する教育活動を行っており、教職員がいじめの調査に習熟しているとは限らず、また、調査委員会の事務局としての職務に習熟しているとは限らない。学校の本来的な業務に加え、未経験の業務を担わせることにより調査にかかる事務的な作業が遅れることになれば、調査結果を出すまでの期間が長期化することにもつながりかねない。また、事案の関係者と直接やり取りするのは事務局となるため、被害児童生徒やその保護者、加害児童生徒やその保護者等と学校（教職員個人を含む）の関係性が悪化している場合には、事務局と事案の関係者とのやり取りの過程で大きな反発があることも容易に予想でき、円滑な調査実施の妨げになる可能性もある。

イ 予算措置について

調査を要するいじめ事案はいつどの程度発生するか予想はつかず、予算の判断は難しいと考えられるが、以下のような点を考慮して、調査委員会での調査を充実したものとするために、必要十分な予算措置について検討していただきたい。

(i) 本件のように、すでに調査対象となるいじめのことを知る関係者が学校に在籍していない場合には、必ずしも学校において調査委員会の会議を実施する必要性も高くなく、むしろ学校外の場所での調査等も考えられるところである。また、上記のとおり、学校が調査主体となることに大きな反発が予想されるような場合には、学校で調査委員会の会議を開催することについても様々な意見があり得、必ずしも学校で調査委員会の会議を開催するとは限らない。調査委員会を開催するだけでも費用が

必要になる場合もある。

調査委員会の設置や調査の方法等は個別のケースによって異なるが、調査委員会の会議の開催にあたり柔軟な対応ができるよう、十分な予算措置が必要である。

(ii) 調査委員の仕事は、専門的であり、かつ、事案によっては多数の関係者から聴き取り調査をし、多量の資料に目を通して、何度も議論を重ねて調査結果をまとめる作業を行うものである。月に1回程度の調査委員会（会議）の開催日に開催場所まで行き、2～3時間ほど協議をして終わりというわけにはいかない。調査委員会（会議）と次回の調査委員会（会議）の間には、提出されている資料等の確認や聴き取り調査の準備等など相当の作業が必要である。報告書についても、各調査委員が、調査委員会と調査委員会の間に長い時間をかけて文案を作成し、内容に目を通し、修正すべき点をチェックして調査委員会の場で協議を行うのである。職務の負担は小さくないが、現在は調査委員会1回あたりの日額で報償費が算定される仕組みとなっており、調査にかかる労力の多寡にかかわらず金額が算定され、かつ、調査委員会間の作業等については十分に考慮されていないと思われる。調査委員への日当や給料については、その作業にかかる労力や職責の重さ、専門性等に見合った金額とされるべきであり、金額の算定については検討をしていただきたい。一般的な審議会等や専門家による講演等とは異なる性質の職務であり、他と同様の報酬体系・給与体系である必然性はなく、いじめ事案の調査委員会の実際の活動に見合った形になるよう検討をお願いしたい。いじめの調査に、多くの第三者の専門家が進んで協力したいと思っていただけるような、経済合理性のあるものとしていただきたい。

なお、いじめ調査委員会の事務局として仕事をしなければならなくなつた教職員に対しては、授業や生徒指導といった本来的な教育活動とは異なる仕事の負担を負うことになるのであり、負担の重さによっては、別途手当を支給する等、その仕事に見合った給与等の支払いを検討すべきでないだろうか。

(iii) 十分な調査費用の確保についても検討していただきたい。調査委員会の会議を開催する場合、会場費はかかる場合も当然にあり得、多量の資料の印刷や多数の関係者への書類の郵送等も行う可能性があり、一定の費用がかかる。とくに事案発生から長期間が経過し、関係者の多くがすでに学校から離れている場合には、十分な調査費用が必要である。

また、調査委員会において様々な関係者からの聴き取り調査を行うが、調査を受ける側にも時間や労力等の負担がある。聴き取り調査のために仕事を休んで遠方から来ていただく場合もある。学校に在籍する児童生徒および教職員からのみ聴き取りをする事案を除き、外部より関係者を呼び、話を聞くような場合には、せめて交通費程度は支給できるような形が望ましいのではないだろうか。交通費程度を支給することが調査の公正性・中立性を損なうことではないと考えるし、少しでも聴き取り調査を受ける側の負担を減らすことにより多くの関係者の協力を得られやすくなると考

えられる。

ウ 調査の実施体制について

調査委員会の調査では、一つの場所に集まって資料の確認や協議を行ったり、聴き取り調査を行ったりすることが想定される。これらについては、今般のウェブ会議システム等の普及・利用増大を踏まえ、調査委員会においても、一つの場に集まらずに協議等ができるよう、調査委員会の事務局機能を担う学校や教育委員会において、機材・設備の整備を行う等、調査を実施する体制をより充実させることが望まれる。それにより、調査委員会の開催日時の調整や、関係者からの聴き取りについても調整しやすくなると考えら、充実した調査につながる。

以上